

令和 8 年（フ）第 2 1 号

- 鹿児島県南九州市川辺町上山田4257番地 5
破産者 泊 順也
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

破産手続終結

令和 8 年（フ）第 4 0 8 号

- 千葉県八千代市勝田台北 1 丁目12番20号 フ
レンドハイツ205号
破産者 宮崎 弘美
- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月31日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 7 年（フ）第 2 5 9 号

- 茨城県常陸太田市東二町2221番地
破産者 有限会社山形屋商店
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 1 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

水戸地方裁判所

令和 6 年（フ）第 1 0 号

- 青森市小柳六丁目23番 8 号
破産者 有限会社櫛引左官工業
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

青森地方裁判所民事部破産係

令和 7 年（フ）第 1 2 4 号

- 盛岡市向中野五丁目 6 番51号
破産者 有限会社バルーン・スケッチ

- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

盛岡地方裁判所第 2 民事部

令和 7 年（フ）第 3 2 7 号

- 茨城県東茨城郡茨城町若宮260番地 5
破産者 株式会社スリービー
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

水戸地方裁判所

令和 6 年（フ）第 8 1 号

- 栃木県小山市西城南 5－40－5、商業登記簿
上の本店所在地北海道札幌市白石区本郷通七
丁目北 4－7 パレス日成27－101号
破産者 株式会社 R E C I T Y
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和 7 年（フ）第 2 1 0 3 号

- 埼玉県和光市本町26番16号
破産者 合同会社フォアフロントサービス
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係

令和 8 年（フ）第 9 2 号

- 埼玉県ふじみ野市元福岡一丁目 9 番 1 号
破産者 合同会社福玉商店
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

さいたま地方裁判所川越支部

令和 7 年（フ）第 7 9 0 号

- 千葉県船橋市緑台 2 丁目11番 4 棟103号
破産者 高野エツ子
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 7 年（フ）第 1 3 0 6 号

- 千葉県木更津市貝渕 3 丁目11番21号
破産者 有限会社ちばマガジン
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 6 年（フ）第 1 2 7 号

- 新潟県新発田市佐々木2362番地 8
破産者 株式会社エンジュ
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

新潟地方裁判所新発田支部

令和 7 年（フ）第 2 2 0 6 号

- 愛知県あま市坂牧北浦12番地
破産者 株式会社林業務店
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年（フ）第 5 3 3 号

- 岡山県倉敷市児島下の町二丁目15番35号
破産者 株式会社 W A D A Y A
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 2 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

岡山地方裁判所第 3 民事部

令和 3 年（フ）第 4 5 3 1 号

- 東京都中央区日本橋堀留町 1－8－11
破産者 ファミリーエナジー合同会社
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年（フ）第 4 8 号

- 富山市新庄町207番地 5
破産者 片山 誠
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

富山地方裁判所民事部

令和 7 年（フ）第 2 1 1 号

- 富山市秋ヶ島500番地
破産者 秋島 政美
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

富山地方裁判所民事部

令和 7 年（フ）第 6 6 号

- 富山県氷見市吉岡865の 2 番地
破産者 有限会社菊地建築
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

富山地方裁判所高岡支部

令和 7 年（フ）第 4 1 1 号

- 東京都港区高輪 2 丁目16番43－701号
破産者 合同会社エンジェル
- 1 決定年月日 令和 8 年 9 月 3 日
 - 2 主文 本件破産手続を終結する。
 - 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

大阪地方裁判所第 6 民事部